

令和2年1月23日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社指名停止措置について

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

下記のとおり指名停止措置を行いました。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所：みずほ情報総研株式会社
東京都千代田区神田錦町2-3
2. 指名停止措置期間：2ヵ月 令和2年1月23日～令和2年3月22日
3. 指名停止措置の範囲：本社に係る案件

4. 事実概要

環境省が発注する「平成29年度地球温暖化防止コミュニケーター等養成委託業務」について、養成セミナーの運営業務を受注していた事業者（株式会社Y・C・S）が、受講者の一部を有償で募集し、4回の養成セミナーで16名に日当を渡して受講させ、また、このうちの一部に、養成セミナーへの参加条件とされているテストの正しい回答を情報提供していたという不適正な事案が確認された。

本事案の主たる発生要因は、みずほ情報総研株式会社の発注先に対する不十分な管理体制にあるため。

5. 指名停止措置理由

上記4は、「指名停止措置要領」別表第2第14号（不正又は不誠実な行為）に該当すると認められる。

「指名停止措置要領」別表第2第14号

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上 9ヵ月以内

以上